

## 伊達市やさしい心がかよいあう手話言語条例に規定する施策を推進するための方針

(平成29年12月1日市長決裁)

市民が手話を言語として認識し、手話によりやさしい心がかよいあう温かい社会の実現を図り、誰もが安心して暮らすことができる伊達市を目指すため、伊達市やさしい心がかよいあう手話言語条例（平成28年条例第30号。以下「条例」という。）第6条に規定する施策の推進方針を以下のとおり定めるものとします。

### 1. 手話に対する理解及び手話の普及に関する事項（条例第6条第1項第1号）

#### （1）基本的方向

市民が手話を言語として認識し、手話が一人でも多くの市民に身近なものとなるよう、手話を知るための環境づくりや学ぶことができる機会を提供するよう努めます。

#### （2）施策の内容

- ・手話講師出前講座の実施
- ・広報紙、ホームページ、Facebook等を活用した啓発活動の実施

### 2. 手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくりに関する事項（条例第6条第1項第2号）

#### （1）基本的方向

聴覚障がい者が安心して暮らすことのできるよう、非常時や災害時等において速やかに情報取得できる体制の整備、日常生活等においてのコミュニケーション手段として手話を使いやすい環境づくりに努めます。

#### （2）施策の内容

- ・ICT（情報通信技術）を活用した情報伝達・意思疎通支援の整備
- ・市職員向け講習会の実施
- ・市内事業者へのパンフレット等を活用した啓発活動の実施

### 3. 手話による意思疎通支援の拡充に関する事項（条例第6条第1項第3号）

#### （1）基本的方向

聴覚障がい者が自らの意思を伝えかつ正確な情報を得るため、コミュニケーション支援として手話通訳体制の充実を図ることに努めます。

(2) 施策の内容

- ・手話通訳員及び手話通訳協力員派遣事業の実施
- ・意思疎通支援広域派遣事業の実施
- ・手話通訳協力員研修の実施
- ・手話奉仕員養成講座の実施
- ・手話通訳者養成講師育成研修会への派遣

4. 市長が必要と認める事項（条例第6条第1項第4号）

市長は、1から3までに定めるもののほか、手話を普及するために必要な施策を推進するものとします。

5. その他の事項

本方針に基づく取組については、必要に応じて随時見直しを行うものとします。